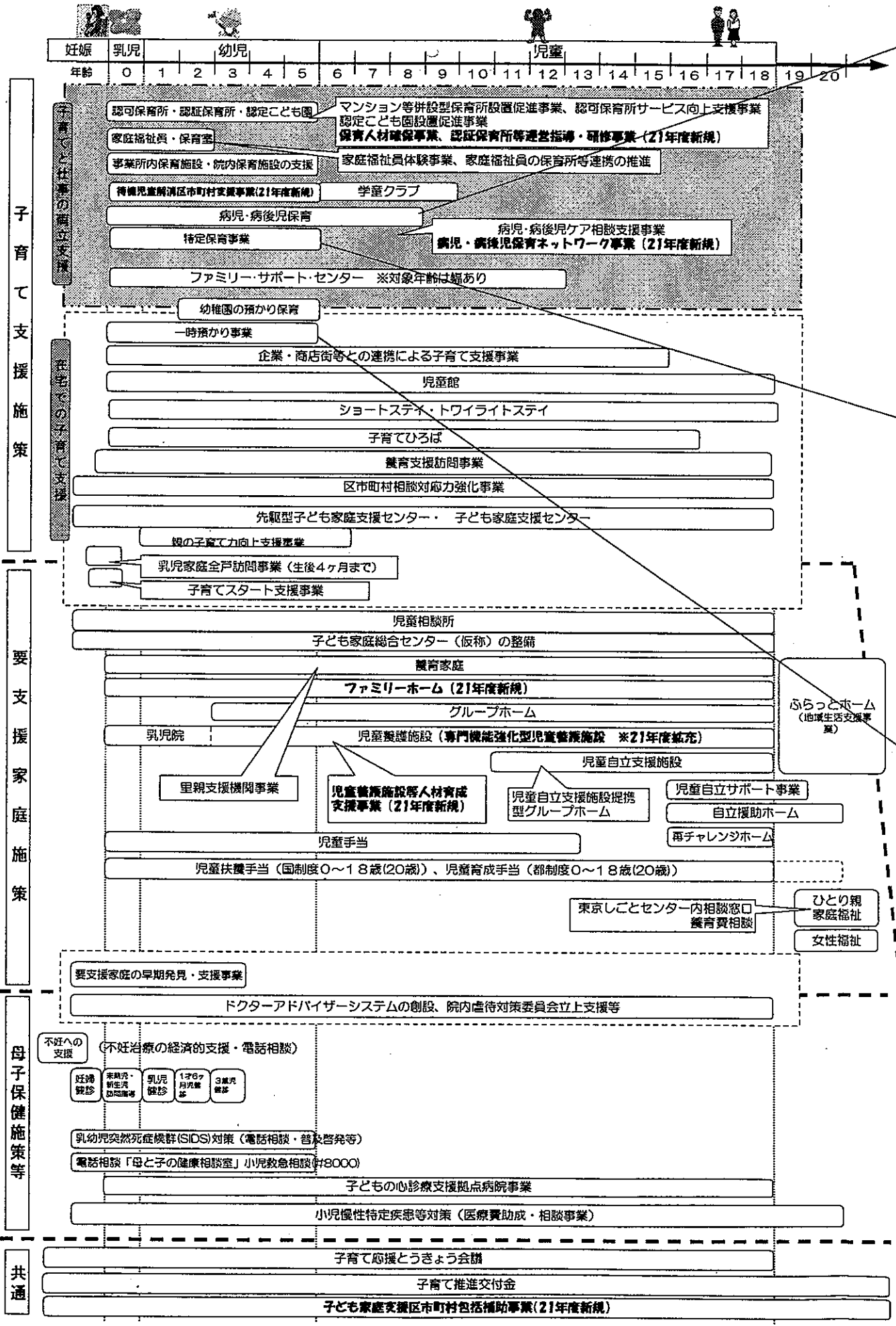


保育・子育て関連事業一覧 (平成21年度)
(妊娠・出産から子どもの社会的自立までの一貫した施策を目指して)



<病児・病後児保育>
 ○事業概要 病児の子どもの受け入れや、保育中に体調不良となった通所中の児童等を、保護者の勤務の都合等で、家庭で育児ができない場合に対応するため、保育所や病院等の専用スペース等において、一時的に預かり保育を行う。

① 病児・病後児対応型事業
 病中又は病気の回復期で集団保育が困難だが、入院の必要はない状態の概ね小学校3年生までの児童(当該区市町村が必要と認めた児童)について、医療機関、保育所等またはその他公共施設等に付設された施設あるいは本事業のための専用施設において、保育及び看護ケアを行う。

② 体調不良児対応型事業
 児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合に、安心な体制を確保することで、保育所での緊急的な対応を図る。又は、保育所に通所する児童に対して、保健的な対応を行う。

○施設数 病児病後児対応型事業 82ヶ所
 (医療機関併設38箇所・保育所併設39箇所・単独施設5箇所)
 体調不良児対応型 11ヶ所
 ※いずれもH20年度

○利用児童数 病児・病後児対応型事業 延べ27,944人(H20)

○根拠規定 児童福祉法施行規則、保育対象等促進事業実施要綱(国)
 東京都病児・病後児保育事業実施要綱

※「病児・病後児保育」の詳細、及び「病児・病後児保育ネットワーク事業」、「病児・病後児ケア相談支援事業」については、別添資料5参照

<休日保育>
 ○事業概要 認可保育園が休みとなる日曜・祝日に、仕事等のため家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって子供を預かる。

○施設数 47ヶ所
 内訳 公立 28ヶ所
 私立 19ヶ所

※ 利用条件、実施時間帯等は、事業実施団体(区市町村)によって異なる。

<参考：事業所内保育施設>
 ○事業概要 企業などが職場の労働力確保と福利厚生サービスの一端として、自社の企業の建物と等の一部を使用して行っている保育サービス施設。

運営形態は、実施主体により異なり、自社職員のみを対象とする施設もあれば、所在地の近隣住民の児童を受け入れている施設もある。

○都内実績 16施設・33事業所
 (平成21年8月現在)

<特定保育事業>
 ○事業概要 保護者のいずれもが、一定程度(一ヶ月あたり概ね64時間以上)児童を保育することができず、同居の親族等がその児童を保育することができない場合、必要な期間を保育所で保育する。

○実績 22ヶ所 延べ利用児童数 12,426人
 (※ H20年度)

○根拠規定 保育対策等促進事業実施要綱(国)
 東京都特定保育事業実施要綱

<参考：ファミリー・サポート・センター>
 ○事業概要 「育児の援助を行う人(提供会員)」と、「育児の援助を受ける人(依頼会員)」が会員になり、保育所までの送迎、保育所の開始前や終了後、買物等外出の際などに、原則提供会員の自宅で子供を預かる、有償のボランティア活動

○都内実績 47区市町にて実施
 (平成21年2月)

<参考：幼稚園における預かり保育>
 ○事業概要 幼稚園において、「子育て支援」の一環として、保育時間外に、子どもたちを預かる。

早朝保育、時間延長、休日対応、利用料金、食事(おやつ)の有無等の実施内容は、各園により異なる。

例：預かり料月額：5,000円未満～16,000円以上
 保育時間：30分～4時間以上

<一時預かり事業>
 ○事業概要 保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減のため、保育所や地域子育て支援拠点(子育てひろば)や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて、乳幼児を一時的に預かる。

○実績 ① 保育所：340ヶ所(延べ利用児童数 283,189人)
 ② 保育室：33ヶ所(延べ利用児童数 14,522人)
 ③ 家庭福祉員：8ヶ所(延べ利用児童数 124人)
 ④ 認定こども園：3ヶ所(延べ利用児童数 2,396人)
 計 384ヶ所(延べ利用児童数 300,231人)

○根拠規定 児童福祉法
 保育対策等促進事業実施要綱(国)
 東京都一時保育事業実施要綱(都)

※施設数はH20年度の実績。
 H21年度からの制度改正により、施設の区分は
 ○保育所型 ○地域密着Ⅱ型
 ○地域密着型 ○都単独型
 の4類型に変更。
 一時預かり事業の詳細は、別添資料〇参照

<参考：ショートステイ>
 ○事業概要 保護者の病気や疲労、体、精神、環境上の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、経済的な理由で緊急的に母子の保護が必要な場合などに施設にて養育を行う。

○対象 0～18歳未満の児童、又は母子

○期間 原則として7日間

○実施施設 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等

○実績 64ヶ所(41区市町村)
 ※平成21年8月時点

入所型 54ヶ所、通所型 1ヶ所
 公共施設 3ヶ所、派遣型 6ヶ所

<参考：トワイライトステイ>
 ○事業概要 保護者が、仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、その児童を施設で預かり生活指導、食事の提供等を行う

○対象 0～18歳未満の児童、又は母子

○期間 概ね午後10時まで、又は宿泊

○実施施設 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等

○実績 21ヶ所(15区市)
 入所型 13ヶ所 通所型 6ヶ所
 公共施設 1ヶ所 派遣型 1ヶ所